

# 松江市宿泊税制度周知業務委託仕様書

## 1 業務名

---

松江市宿泊税制度周知業務委託

## 2 履行期間

---

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

## 3 目的

---

本市は、国際文化観光都市としての魅力を高め、将来にわたって持続可能な観光地として発展していくための施策に要する費用に充てるため、令和 7 年 12 月以降に宿泊税を導入することとしています。

宿泊税は、宿泊施設の経営者に宿泊客から税を徴収していただき、本市に申告納入していただく特別徴収制度であることから、その円滑な導入にあたっては、宿泊客、事業者及び市民に対し、効果的な制度の周知を図っていく必要があります。

このことから、公募型プロポーザル方式により、宿泊税制度の周知業務について、受託候補者の選定を行うものです。

## 4 業務内容

---

### (1) 広報印刷物の制作（デザイン・版下制作・印刷）

円滑に宿泊税を納付いただくことを目的として、宿泊施設や公共施設等に掲示するポスターや、宿泊事業者が宿泊者に宿泊税の概要や用途を説明するために使用するチラシなど、次の広報印刷物を制作する。

なお、全ての広報印刷物について統一感のあるデザインで、ポスターについては英語に、その他の印刷物については英語、韓国語及び中国語（簡体字及び繁体字）に対応した物にすること。

※外国語への翻訳は本市で対応します（校正時にデータ提供します）。

#### ア 宿泊施設等に掲示するポスター

規格仕様：B2、コート 135k、4c/0c

デザイン：1 種類以上

制作部数：800 枚

納品期日：令和 7 年 4 月 30 日（水）

納品場所：松江市市民税課

#### イ 宿泊施設等で宿泊客に配布するチラシ

規格仕様：A4、マットコート 90k、4c/4c

デザイン：1種類以上  
制作部数：30,000枚  
納品期日：令和7年4月30日（水）  
納品場所：松江市市民税課

#### ウ 宿泊施設等で宿泊客に配布するリーフレット

規格仕様：A4、3つ折り、マットコート 110k、4c/4c  
デザイン：1種類以上  
制作部数：20,000枚  
納品期日：令和7年10月31日（金）  
納品場所：松江市市民税課

#### エ 宿泊施設等に設置するPOP

規格仕様：差込型又は両面テープ加工  
デザイン：1種類以上  
制作部数：1,000枚  
納品期日：令和7年10月31日（金）  
納品場所：松江市市民税課（組立前の状態で納品すること）

### **(2) ホームページ用バナーの制作（デザイン・データ制作）**

宿泊税について宿泊客及び市民に対し広く周知し、理解を促進するため、本市の宿泊税制度の概要や使途を市HPや宿泊施設HPで紹介する際に、該当ページへの入り口となるバナーを制作する。

デザイン：1種類以上  
納品期日：令和7年4月30日（水）  
納品場所：松江市市民税課

### **(3) 国内外からの旅行者向けの周知広報（各種媒体等を活用した提案内容）**

本市の宿泊税制度の概要や使途を国内外からの観光客へ広く周知し、宿泊税への理解を促進するため、上記（1）～（2）で制作した広報物を用いて、又は新たな広報物（動画等）を制作し、主要鉄道駅・空港等への掲示、デジタルサイネージへの掲載、SNS広告など、周知効果が高い媒体等において効果的な広報を行う。

### **(4) 留意点**

ア 具体的な実施内容（仕様）は、受託者からの提案を踏まえ、本市と受託者で協議の上、契約時に確定します。提案された内容全てにおいて、実施することを確約するものではありません。

- イ (1)～(2)の広報物の制作は必須項目です。
- ウ 効果的な広報を実施するために制作するその他の広報物、活用する広報媒体については、(3)において積極的かつ自由に提案してください。
- エ 新たな広報物の制作や広報媒体等の使用に料金が発生する場合は、当該経費は契約金額に含むものとしますので、見積金額に含めてください。

## **5 特記事項**

---

- (1) デザイン料、印刷費、広告料など、本業務に係る一切の経費は、全て委託料に含むものとする。
- (2) 本業務において制作する成果物について、版下データを電子媒体で提出すること。なお、電子データの形式については、事前に本市と協議の上、承認を得ること。
- (3) 受託者は、本業務の遂行に当たり、関係法令及び本仕様書を遵守するとともに、委託者の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を配置し、正確に行うこと。
- (4) 受託者は、本仕様書に記載の各業務の進行過程を含む納品までのスケジュール等を明らかにした業務実施計画書を作成し、委託者の承認を得ること。また、スケジュールに沿って、遅延なく業務を進めること。
- (5) 受託者は、業務完了後速やかに報告書を作成し、委託者に提出すること。
- (6) 本仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と委託者が協議の上、決定する。
- (7) 受託者が本業務によって委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任を負う。

## **6 再委託**

---

本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

※委託者との協議により、委託者が本業務の一部について委託することを承諾した場合はこの限りではない。なお、再委託先の行為については、受託者が全ての責任を負うものとする。

## **7 著作権**

---

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託により得られる全ての成果物・著作物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、委託者に譲渡すること。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。

- (4) 上記(1)(2)(3)の規定は、第6項により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (5) 成果物については、本仕様書に記載する使用目的のために利用できるものとする。この場合、受託者は別途料金を請求しないものとする。
- (6) 本件による成果物は、委託者が行う宿泊税制度の周知に関する業務のため、別途、第三者との契約による編集や複製利用等ができるものとする。
- (7) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。
- (8) 著作権譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。
- (9) 著作権譲渡の効果は、委託料の支払い時点に発生するものとする。

## **8 個人情報**

---

受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。

## **9 応募及び問合せ先**

---

島根県松江市末次町 86 番地

松江市財政部市民税課諸税係 担当：安達・平塚

電 話：0852-55-5154

F A X：0852-55-5545

E-mail：[shiminzei@city.matsue.lg.jp](mailto:shiminzei@city.matsue.lg.jp)